

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第10条 病院に、臨床研究・研修部門として、次のセンター、部及び室を置く。 総合臨床教育・研修センター i P S細胞臨床開発部 看護職キャリアパス支援センター <u>EHR利用推進センター</u> レセプト情報等オンサイトリサーチセンター (京都) 運用部 倫理支援部 共同機器研究室</p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第10条 病院に、臨床研究・研修部門として、次のセンター、部及び室を置く。 総合臨床教育・研修センター i P S細胞臨床開発部 看護職キャリアパス支援センター</p> <p>レセプト情報等オンサイトリサーチセンター (京都) 運用部 倫理支援部 共同機器研究室</p> <p>2 (同 左)</p> <p>附 則 (令和5年達示第23号) この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>